平和運動センター通信
原水禁ヒロシマニュース

Ｎｏ.268
２０２４年
12月号
（12月12日）

■発　行：広島県平和運動センター
原水爆禁止広島県協議会（広島県原水禁）
■〒733-0013　広島市西区横川新町７-22　自治労会館　１階
■ ℡:082-503-5855　FAX:082-294-4555
■E-mail:h-heiwa@chive.ocn.ne.jp
■広島県原水禁 ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ http://www.hiroshimaken-gensuikin.org/
■ブログ：http://kokoro2016.cocolog-nifty.com/shinkokoro/
－子どもや孫たちに、戦争も核もない、美しい地球を！－

発行責任者
大瀬敬昭
（事務局長）

県平和運動センターが第３０回総会を開催

広島県平和運動センターは 12 月４日、広島・自治労会館で第 30 回定期総会を開催しました。総会には、各労組・地区労から代議員と傍聴者約 50 人が参加し活動の報告を承認するとともに予算も含めた次年度方針を決定しました。

総会は、中山悦己副議長（自治労）の司会で始まり、総会議長に栩野賢二代議員（自治労）を選出。髙橋克浩議長が執行部を代表してあいさつしました。

髙橋議長はその中で、南西諸島での基地建設やミサイル配備などの軍備増強政策など、国の根幹にかかわる重要な政策変更が「強権的に数の力で何でも決められてきた」と、この間の自公政権の国会運営を批判。その上で、先の総選挙で自公が過半数割れしたことから、「本来の民主主義的な国会運営が行われるのでは」と期待感を示しました。

また、「袴田さんの次は石川さん」と狭山事件への支援や人権問題・差別撤廃に向けた活動の重要性を指摘するとともに、原水禁運動については、日本被団協のノーベル平和賞の受賞を歓迎し、今後もさらに被団協や高校生平和大使・高校生 1 万人署名活動への支援を強め、核兵器廃絶への運動を強めていくことを呼びかけました。

議事では、2023 年度活動報告および 2024 年度活動方針を大瀬敬昭事務局長、2023 年度決算および 2024 年度予算を頼信直枝副議長（広教組）、会計監査報告を大原知也会計監査（熊平労組）から提案され、全体の拍手で確認しました。

《今後の主な予定》

12 月 13 日(金)	被爆２世裁判高裁判決（広島高裁）
12 月 16 日(月)	県護憲幹事会・総会（自治労会館）
12 月 18 日(水)	日朝友好広島県民の会総会（留学生会館）
12 月 21 日(土)	島根原発再稼働反対集会（松江市）
12 月 21 日(土)	第 26 回部落解放研究者集会（三原市人権文化センター）
1 月 9 日（木）	県原水禁常任理事会（自治労会館）
1 月 27 日(月)	ネバダデー座り込み（慰霊碑前）
1 月 27 日(月)	県原水禁総会・ノーベル平和賞受賞報告会（自治労会館）
2 月 11 日(火)	紀元節復活反対　2.11 ヒロシマ集会（弁護士会館）

次年度方針の特徴としては、引き続き軍事力増強を進める日本政府の政策に反対するとともに、核兵器廃絶・脱原発・被爆８０周年に向け県被団協や県原水禁とともに活動を強めていくことなどが提案・確認されました。また次年度役員は、髙橋議長を始め副議長・事務局長のいずれも留任となることが提案・了承されました。

総会は最後に、後藤孝秀副議長（私鉄）が総会宣言を読み上げ全体の拍手で確認しました。

総　会　宣　言（案）

ノーベル平和賞を日本被団協が受賞する。「核と人類は共存できない」との思いを共有し、核廃絶に向け、ともに原爆慰霊碑前での座り込みを始めとした活動を続けてきた私たちにとっても、大いに勇気づけられる受賞である。ノーベル委員会が「核のタブーの確立に大きく貢献してきた」と、被爆証言が、ヒロシマ・ナガサキ以降今日まで、核兵器が使用されなかった最も大きな力となってきたことを認めたことは、「核抑止論」への牽制でもある。私たちは被爆者が確立した「核のタブー」を引継いでいくことを責務として改めて決意しなくてはならない。

ロシアによるウクライナへの侵攻、イスラエルによるガザへの攻撃と依然として先が見えない状態が続いている。また、核による威嚇も繰り返され、子どもを含む多くの民間人の犠牲が続いている。戦争の長期化は私たちの中に諦めや無力感を抱かせかねないが、感覚を鈍らせることなく、これ以上の人的被害は許されないため、即時停戦への声を上げ続けなければならない。

安倍・菅・岸田政権で続いた防衛政策の大転換は、日本を戦争のできる国への転換させてきた。「集団的自衛権の行使容認」「敵基地攻撃能力の保有」「防衛費の大幅増」「武器輸出の拡大」など、戦後日本の平和を形作ってきた理念・政策はことごとく捨て去られ、南西諸島には次々と基地が建てられ自衛隊部隊とミサイル配備が続いている。

その仕上げは、平和憲法の改悪、とりわけ憲法９条の改悪となるが、総選挙の結果で自公が過半数割れし、改憲勢力も３分の２に届かない状況となった。これまで与党のやりたい放題であった国会運営が変化するなか、政治の流れを変える大きなチャンスでもある。

「武力で平和は守れない」。軍事力の増強を始めとした「力による政治」を推し進めていくことは戦争への道であると同時に、国民の自由と民主主義を脅かし、差別を助長していく道であることも、歴史は証明している。

私たちは改めて、今日の総会を機に、脱原発も含めた原水禁運動の強化、そして、人権と平和、民主主義を守るために、学び、結集し運動の前進に全力をあげて取り組むことを決意する。

２０２４年１２月４日

広島県平和運動センター第３０回定期総会

高校生平和大使が国連欧州本部訪問を報告

第２７代となる高校生平和大使が８月 18 日～24 日、スイス・ジュネーブにある国連欧州本部を訪問したことを受け、12 月 4 日、平和運動センター総会に先立ち、高校生平和大使国連欧州本部訪問報告会を開催しました。

報告会には、広島県から選出された 3 人のうち、広島市立基町高校２年の甲斐なつきさんと福山暁の星女子中学高等学校２年の佃和佳奈さんが参加し、パワーポイントや動画を使って報告されました。

高校生平和大使は期間中、国連軍縮会議日本政府代表部への表敬訪問や軍縮会議の傍聴、さらには軍縮局に対して日本全国でこの一年で集めた「核兵器廃絶高校生１万人署名」（96,428 筆。累計 272 万 3,142 筆）を提出。そしてそれぞれの場所では、スピーチの時間もあり、一人ひとりが英語で核兵器廃絶への思いを話してきました。この訪問を通して二人は、1 日目の日本政府代表部での意見交換で、「すごく悔しい思いをした」と報告。それは、「核兵器禁止条約を批准しない理由」「オブザーバー参加さえもできない理由」などについての高校生からの質問に、核抑止論に頼り、核兵器禁止条約に否定的な日本政府の公式見解を述べるだけの日本の市川大使の姿勢に対してでした。

国連欧州本部前での集合写真

そこから、「その後、夜にホテルに帰って自分たちがどういうふうに向き合っていくのか、高校生平和大使の意義というものについて、みんなでもう一度話し合いました」「私たちは、広島や長崎での被爆者の方の声を直接聞いて、核兵器廃絶への強い思いを持っている。それを伝えたいという熱い思いが私たちの存在意義だということを再確認し、これをバネにして残りの 2 日間頑張ることができた」と報告しました。

写真上＝国連軍縮部ジュネーブ事務所長と広島の３人。写真下＝日本大使公邸でのレセプションで韓国大使と意見交換

２日目の国連軍縮局訪問では、軍縮会議を傍聴し、各国の発言者が傍聴している高校生平和大使に発言の中で言及したり、これまでに提出してきた署名が積み上げられているのを目の当たりにし、「高校生平和大使の 27 年間の活動の重みを実感しました」。また、３日目のジュネーブ安全保障政策センターでは、リレースピーチを涙ぐんで聞いてもらえたり、日本政府主催のレセプションでは双方向での対話もでき外交官や国連職員、現地の大学生などと率直な意見交換がされました。

この訪問を通し二人は次のように感想を述べました。「日々の活動で思いを伝える力の弱さを感じたり、活動に自信を持たないこともありましたが、ジュネーブに行き、思いをつなげば私たちの目標である核兵器廃絶と平和な世界の実現も夢ではないと思いました。そして、色んな方々と対話を通してつながることの重要さを感じました。対話をすればいろんな方とも分かり合えます。対話という人間ができる特権、それを使わずに駆け引きや暴力に走ってしまうというのは、やっぱり情けないと思いました」（甲斐さん）

「対話をすることの難しさをすごく感じました。レセプションでは様々な国の外交官の

方や国際機関の方など、たくさんのバックグランドの方が来られていて、私たちの活動に賛同して下さったり、核兵器廃止を目指している方もいらっしゃるのと同時に、核兵器を持つべきだという意見の方ともお話することがありました。『核兵器をより多くの国が持ってこそ平和が保たれる』という方もいました。相手の言葉の背景に何があるのか、どうすればより効果的に核兵器廃絶を訴えていけるのかを考えさせられました。被爆者のように、誰かの心を動かせるような平和の発信者になりたいと思っています」（佃さん）

平和記念式典
招待者排除基準の作成に反対し広島市へ要請

県原水禁は 11 月 29 日、広島市に対して「平和記念式典招待者排除基準作成に反対」する要請を広島市に対して行いました。

要請は、金子哲夫代表委員、髙橋克浩代表委員、大瀬敬昭事務局長の３人が市民活動推進課を訪れ、中谷満美子市民局次長に要請書を手渡し、意見交換しました。

金子代表委員はまず、日本被団協のノーベル平和賞の受賞なども踏まえ、「被爆地として注目を集めている今、できるだけ多くの人に来てもらい、被爆の実相に触れてもらうことが重要。排除の論理をとるべきではない」と要請の主旨を説明しました。

中谷市民局次長からは、排除という点に関して「誤解を招いている」と述べる一方、式典に招待する「要請の方法を検討している」と表現されました。

この説明に対して金子代表委員からは、「ロシアやベラルーシへの招待をやめた理由を、（ウクライナへの侵攻を続けていることで）式典が混乱するおそれがあるとされた。しかし、同じようにガザへの攻撃を続けるイスラエルには招待状を送っており、ダブルスタンダードではないか」と述べるとともに、広島市が招待状を送っていない事実は、排除そのものであり、「誤解ではない」と指摘しました。

また、「排除の基準」ではなく、「要請の方法」を検討しているという点については、その表現の違いがどこにあるかの納得できる説明はありませんでした。

県原水禁としては最後に、今後の議論の在り方について、「市の中だけで決めるのではなく、広く意見を聞く場を設けるなどしてほしい」と口頭で申し入れ、要請を終えました。

2024 年 11 月 29 日

広島市長
松井一實　様

原水爆禁止広島県協議会（広島県原水禁）
代表委員　秋葉忠利
代表委員　金子哲夫
代表委員　髙橋克浩

平和記念式典招待者排除基準作成に反対です

広島市民の生活向上と核兵器廃絶に向けて努力されていることに敬意を表します。

日本被団協がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の世界的な功績を認めるべきだと運動してきた私たちにとっては、遅きに失した感がありますが、同時にノーベル平和賞委員会が私たちの考えてきた被爆者の役割、そして広島の役割を追認してくれたと言うことに大きな意味を見出しています。

広島市の平和行政が被爆体験を元に進められるべきことは言うまでもありませんが、そうだとすれば、平和記念式典にどの国を招待し、どの国を招待しないかと言う基準作りをしてはならないことは明白です。以下、その理由を掲げます。

（A）広島訪問は広島を訪れる人たちに大きな影響を与えます。広島を訪問し資料館を見学し、さらに被爆者の証言を聞くことによって人生が変わったあるいは世界観が変わったと言う人たちは多くいます。それだけでも無条件で広島訪問をすべての人に勧めるべき理由になります。逆に広島を訪れたことで、それが人生に大きなマイナスになったとか、その後、その人たちの生活等に悪い影響を与えたという事は全く耳にしたことがありません。これが、平和記念式典に各国大使を招待する大前提です。
（B）すなわち、駐日大使や駐日の政府、地域の代表を平和記念式典に招待する目的は、広島そして被爆者への理解を深めて貰い、広島や被爆者の友人と呼べる人を増やすことにあります。招待しないことで、友人が増えるのでしょうか。この点からも排除基準は不要です。
（C）そもそも駐日各国大使や国、地域の代表を平和記念式典に招待することは、秋葉市長時代に始められました。その後 10 年以上、市長が変わってもその方針を踏襲することは行政の継続性から当然です。にもかかわらず、突然市民への説明もなく「ロシアとベラルーシは招待せず、イスラエルは招待する」という日本政府の意向と共同歩調をとる決定を広島市は下しました。国との間にどのようなやり取りがあったのかは全く知らされておらず、行政の継続性、市民への説明責任という二つの視点から、許されることではありません。
（D）排除するという事は、敵と味方を区別して、そして「敵」とラベルを貼った人たちとは、関わりを持たないということを意味します。排除された側、つまり敵と見做された人たちが自分たちの核について、あるいは核を使うぞという脅しについて、排除されたことが元になって、これはいけないと反省をし、核を廃絶するあるいは被爆者の意向を実現するような行動を取ることになるのでしょうか？
（E）核による脅しを続ける人たちには、排除ではなく、積極的に広島が働き掛け、広島に特別に招待して、被爆の実相と被爆者のメッセージに直接触れて貰うという、核政策を再考する機会を作るべきです。市長自ら、熱意を持って直接行動を取るべきです。
（F）広島市が仮に特定の国の施策について問題があると判断し、その国に対するメッセージを出すことが重要だと考えた場合、何故、8 月 6 日の平和記念式典という特別の日にちと時間を選んでそのメッセージを出さなくてはならないのかが不明です。問題が重要であれば、8 月 6 日だけではなく、364 日を使って、上記(F)の行動を取るべきではありませんか。364 日は完全に無視しておいて、8 月 6 日だけは、特定の国の施策を抜き出して非難の対象にするのは、その日がそもそも特別の日であるという重みを利用することになりますが、それは被爆者への冒涜以外の何物でもありません。
（G）会場の混乱等は、それが犯罪であれば警察、あるいは会場を整理する側の責任で行うことであり、参加者を排除することで解決するという選択は原則として受け入れてはいけないことです。
以上、排除基準を作るべきではない理由を短縮してお伝えしましたが、より詳しくは、ブログ「ヒロシマの心を世界に」を御覧下さい。3 回のシリーズですが 1 回目の URL は以下の通りです。
https://kokoro2016.cocolog-nifty.com/blog/2024/09/post-828a57.html

島根原発再稼働で学習会と抗議の座り込み

慰霊碑前（上）と府中市役所前での座り込み

中国電力島根原発２号機を 12 月 7 日に再稼働させるとの報道を受け、県原水禁は 11 月 20 日、自治労会館に約 50 人が集まり、「島根原発２号機再稼働問題学習会」を開催しました。また、再稼働が行われた翌日（12 月 8 日）には、県平和運動センターと県原水禁の呼びかけで、原爆慰霊碑前で抗議の座り込みを行いました（42 人参加）。

学習会の講師は、長く脱原発の運動に取り組んできた県原水禁常任理事で「原発はごめんだ広島の会」代表の木原省治さん。木原さんはまず、島根原発が全国で唯一県庁所在地に建設されていること、その距離は島根県

庁から 10 ㎞しか離れていないこと、そして 30 ㎞圏内に 47 万人の人びとが暮らしていることなどの立地条件を示し、事故が起こった場合の影響の大きさが示されました。

続けて、事故を起こした福島原発と同型の原子炉であることや、13 年にわたって停止しており、運転員の半数近くが未経験であることなど不安材料が尽きないこと。そして何よりも避難計画に大きな問題があることを指摘しました。

避難計画では、広島県には 17 万人の避難者を受け入れることになっているものの、その人たちを受け入れる避難場所は確保できていないこと。移動のためのバスが 4000 台とも 5000 台とも言われるが、それだけのバスの確保は運転手も含めて実現不可能なこと。47 万人に中には介護が必要な人が 4 万に含まれており、その人たちの避難体制がとれないこと。さらには、地震で家屋が崩れる危険性がある中、屋内退避は不可能なことなど、具体例を挙げて避難計画の問題点が述べられました。

中国電力島根原発２号機の再稼働に抗議し、
原発に依存しないエネルギー政策を求めるアピール

中国電力は 12 月 7 日、多くの国民の反対の声を聞き入れることなく島根原発２号機を再稼働させました。

この原発は、事故を起こした福島原発と同型の沸騰水型原子炉（BWR）で、この型の再稼働は福島原発事故後 10 月の女川原発に続く２基目となります。福島原発事故の原因も未だ明確になっていない中、そして福島の「原子力緊急事態宣言」も解除されておらず、廃炉作業も遅々として進んでいないなか、次々と進められる再稼働を容認することはできません。

とりわけ、本年 1 月 1 日に発生した能登半島地震では、北陸電力志賀原発で数々の「想定外」が起きました。原発内での変圧器の故障、原発周辺のモニタリングポストの故障、そ

して地震による道路やライフライン等の寸断。島根半島の地形も能登半島と同様に避難路が限られており、現状の避難計画に全く実行性がないことは明らかです。さらには、核廃棄物処理を含めた「核燃料サイクル」が破綻し、廃棄物の処理もできない中での再稼働には一片の合理性も見出すことはできません。

2011 年３月 11 日、国民の大多数は、決して忘れることのできない東京電力福島第一原発の過酷事故を経験し、改めて、原発に依存しない社会の実現を決意したはずです。

今求められているのは、危険な原発への回帰ではなく、再生可能エネルギーのさらなる開発など、原発に頼らないエネルギー政策の推進です。

福島の被害者の思いを忘れてはなりません。

核と人類は共存できません！

私たちは、島根原発２号機の再稼働に強く抗議するとともに、即時運転の中止を求めます。

2024 年 12 月８日

「中国電力島根原発２号機再稼働抗議・慰霊碑前座り込み行動」参加者一同

第61回護憲大会が岡山で開催

広島から180人が参加

「憲法理念の実現をめざす第 61 回大会」（護憲大会）が 11 月 23～25 日、全国から約１４００人が参加し岡山市内で開かれ、広島からも 181 人が参加しました。

大会初日、ハレノワ大劇場で開かれた開会総会では、実行委員長の染裕之さん（平和フォーラム共同代表）が主催者あいさつ。

染さんは、11 月の総選挙結果で改憲勢力が３分の２を割る結果となったことを取り上げ、「明文改憲が遠のいたとも思われるが、自民党が弱っている時の方が、改憲議論が進むとも言われている」と戒める一方、「集団的自衛権行使容認など、解釈改憲が進んできたことも踏まえなければならない」と、解釈改憲がさらに進められていくことへの警戒感を改めて強調しました。

その上で、９条や憲法前文を読み上げながら、「不戦を誓い、全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有すると謳われている。これが日本国憲法」と日本国憲法の優位性を強調する一方、「長期政権によるおごりや緩みで金権腐敗政治を生み、数の力を頼りに国会の議論を軽視し強権政治を続け、そして勝てば官軍とばかりにカルト教団との癒着で選挙を支えてもらった自民党に、世界に誇る気高く高潔で勇気あふれる日本国憲法を語る資格などない」と強く改憲論を批判し、憲法を守り活かす稼働の重要性を指摘しました。

開会集会は続いて、鳥越範博地元実行委員長あいさつ、来賓のあいさつの後、谷雅志大会実行委員会事務局長が大会基調を提案。憲法改悪を許さない「立憲主義」の回復や、防衛力の強化ではなく、生活改善優先政策が求められていること、さらには核兵器廃絶・核

の商業利用に反対しエネルギー政策の転換を求めることなどの重要性を指摘し、「憲法を『改正』するよりも、憲法の理念の実現が必要」と強調しました。

続いて、「日本国憲法は日本のアイデンティティーか」と題してパネルディスカッシン。染大会実行委員長をコーディネーターに、飯島滋明さん（名古屋大学院教授）、下地茜さん（宮古島市議会議員）、畠山澄子さん（ピースボート共同代表）の三人がパネラーとして発言しました。

下地さんは、南西諸島で進む自衛隊基地の建設やミサイル配備が進む中、民間の空港や港湾を平時から自衛隊と共用することが安保三文書に盛り込まれたことを紹介。「ジュネーブ条約は軍事目標のみを攻撃対象とし、民間人への攻撃を禁じている。しかし、自衛隊が民間施設を使用すると民間施設の空港や港湾が攻撃対象になる」。その上で、軍民共用が「国民の保護につながるとされたが、実際には国民が犠牲になっていく」と指摘されました。

また、「台湾有事はまずは中国の国内問題。日本の個別的自衛権では、日本が参戦できないが、緊急事態条項ができればそれも可能となりかねない」と、緊急事態条項創設への危機感を述べるとともに、自衛権についても「ロシアもイスラエルも自衛権の行使を主張して自らの攻撃を正当化している。日本の南西諸島の島々に基地を造りミサイルを中国に向けて並べ軍事演習を繰り返すことは、自衛権の行使という口実を与えることにもなり、より戦争に近づいていると言える。未来を守ることは武器を捨てること」と南西諸島で進む軍事力強化に警鐘を鳴らしました。

畠山さんは、ピースボート設立の理念を「顔と顔が見える国際交流。実際に行ってその地で何が起きているか知ること。行ってみなくてはならないことがたくさんある」とこれまでに世界各地を船で訪れ、立場の違う国の人びとが交流し意見交換してきたことを紹介しました。

また、日本被団協がノーベル平和賞を受賞したことに対して「受賞はすごく嬉しいこと。一つひとつの行動がすぐに結果は出ないが、訴えることをやめなかった人たちの草の根の努力が評価された。核兵器という最もいさましいものの象徴に対して人間の証言・体験・実態で対峙したことが受賞したことは大きい」と高く評価しました。

飯島さんは、沖縄に内地留学した体験をもとに、「憲法にある平和的生存権が基地によって奪われている」とするとともに、日米地位協定の不平等性を紹介しました。また、日米で進む軍事力の一体化については、「日本が射程の長いミサイルを持てば、アメリカは持たなくて済む。アメリカの肩代わり。日本の自衛隊を中国と戦わせようとしている」とその意図を分析しました。

また、憲法改正で自衛隊を憲法に明記するとされていることに対し「現場の自衛官の多くはやめてくれと言っている。「法に書き込むことで、自衛隊の活動範囲は世界に広がり、戦争に行かされるから」と紹介するとともに、「徴兵制の根拠にもなる。書き込まれれば、自衛隊を維持するためには徴兵制も憲法違反と言えなくなる」と指摘しました。

その上で、「戦争をしない、というのは日本のアイデンティティー。軍事費ではなく市民のいのちや暮らしに予算を配分するという平和基本法を作っていくことを提案したい」と具体的な提案がされました。

大会は二日目には５つの分科会と２つのフィールドワークとひろば、３日目には閉会総会が開かれ３日間の日程を終了しました。